

【文書名】

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定事務等の取扱いに関する訓令

(平成 14 年香川県警察本部訓令第 17 号)

【概要】

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和 55 年法律第 36 号)、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令(昭和 55 年政令第 287 号)、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則(昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号)その他の法令等に定めるもののほか、香川県公安委員会が行う犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を補佐する事務及び仮給付金の支給に係る決定を補佐する事務並びにこれらに伴う教示、申請又は届出の受付等の事務について、必要な事項を定めたものである。